

長浜市木之本町大見の浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

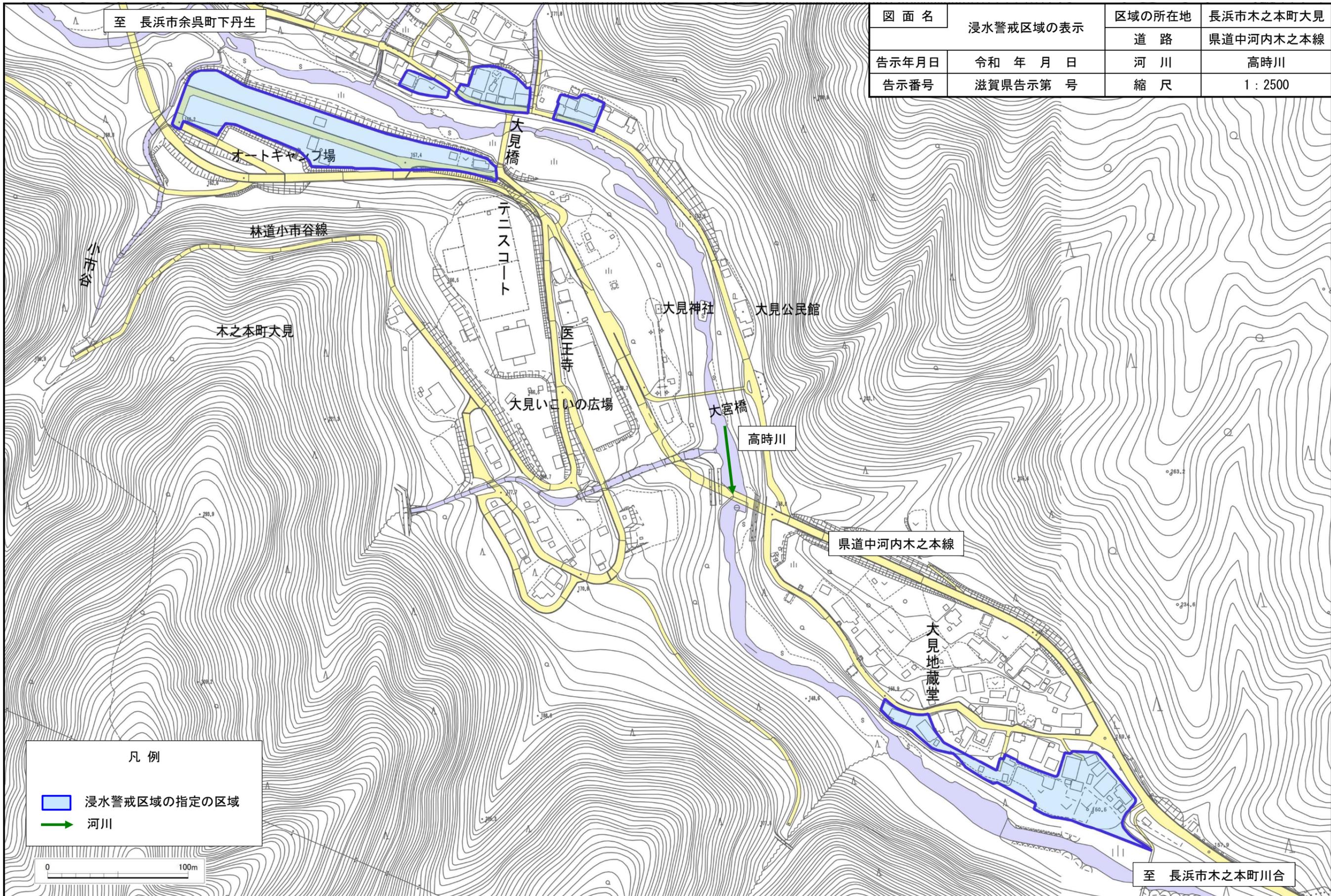
記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条第1項の規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えるので、同条第5項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和4年3月10日

滋賀県流域治水推進審議会会長

1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域



図面名	浸水警戒区域の表示	区域の所在地	長浜市木之本町大見
告示年月日	令和 年 月 日	道路	県道中河内木之本線
告示番号	滋賀県告示第 号	河川	高時川
		縮尺	1 : 2500

凡例

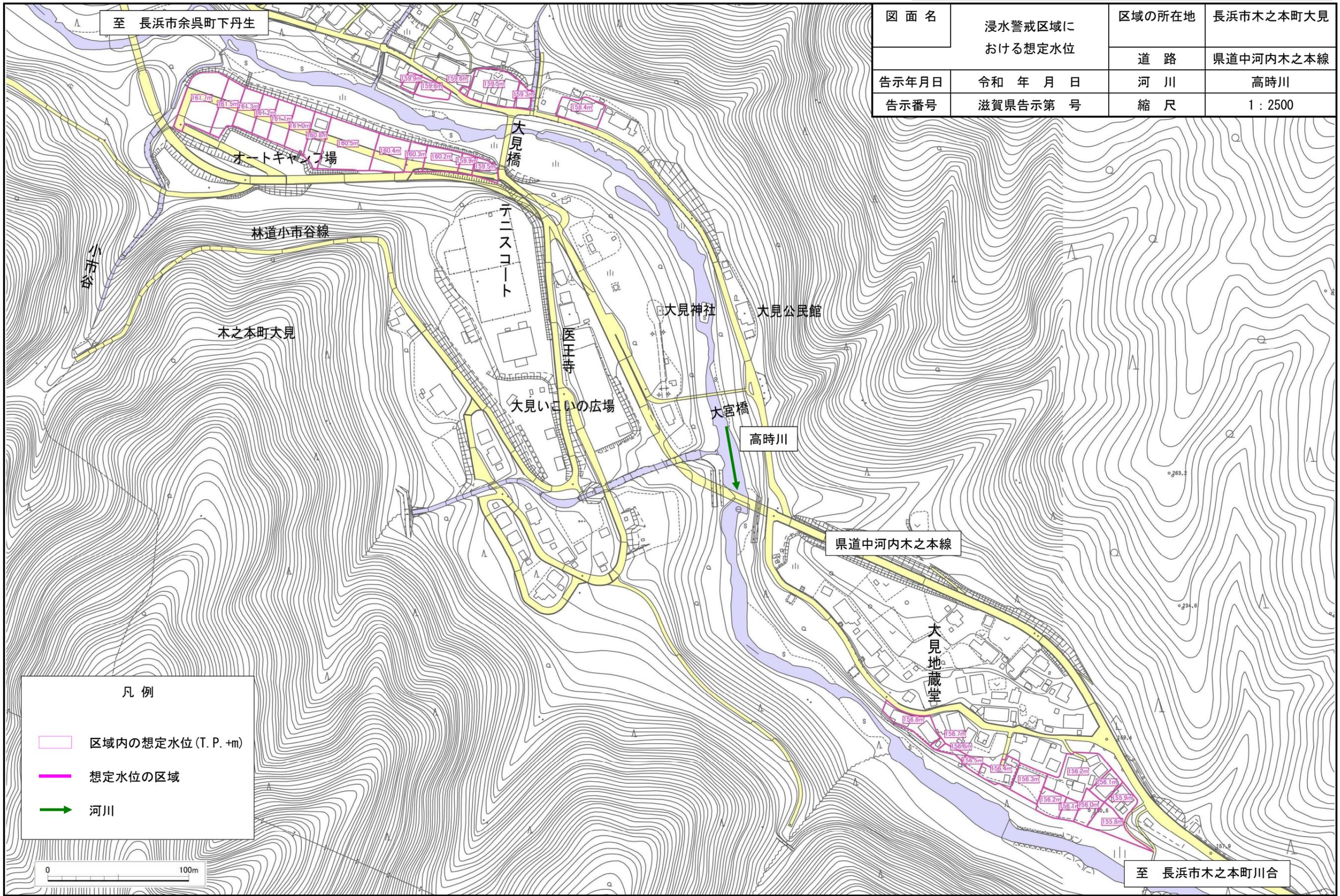
- 浸水警戒区域の指定の区域
- 河川



※背景図は、長浜市都市計画図(白図)を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位

図面名	浸水警戒区域における想定水位	区域の所在地	長浜市木之本町大見
告示年月日	令和 年 月 日	道路	県道中河内木之本線
告示番号	滋賀県告示第 号	河川	高時川
		縮尺	1 : 2500



凡例

- 区域内の想定水位 (T.P. +m)
- 想定水位の区域
- 河川

※背景図は、長浜市都市計画図(白図)を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和4年2月8日～2月21日)

意見なし

4. 長浜市長の意見

(回答：令和4年3月3日付け長道河第600号)

「別紙のとおり」

長道河第600号
令和4年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 藤井 勇治



滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する
意見照会について(回答)

平素は、本市の河川行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年2月22日付け滋流政第28号で意見照会がありました滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する意見につきましては、別紙のとおり回答します。

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく

浸水警戒区域の指定に関する意見について

意見

現在の「流域治水」を進めるに当たっては、「河川整備」のハード面と「出前講座や図上訓練、まちあるき」などのソフト面の両輪で進めることが長浜市の基本姿勢である。

よって、姉川・高時川沿川の治水安全度を一刻も早く高めるため丹生ダム建設事業の代替事業である認識において、湖北圏域河川整備計画期間に関わらず、早期の整備完了を図っていただきたい。

今回、浸水警戒区域に指定しようとする区域については、住民への丁寧な説明と十分な理解を得たうえで指定の手続きに進んでいただきたい。

特に、今回の浸水警戒区域の指定の案の縦覧期間中に浸水想定深の設定に納得できない旨の意見の提出があった西浅井町余地域については、改めて浸水深の検証を行うとともに引き続き丁寧な説明を行い、浸水警戒区域の指定に当たっては、住民の理解を得たうえで指定されたい。

なお、市内に想定浸水深が3mを越える区域が集中している状況は、県下に類を見ないものである。

このことを踏まえ、本市における浸水警戒区域の指定については、地域住民への説明がまだまだ不十分なところであり、理解が得られるよう引き続き丁寧かつしっかりと説明を行うとともに、市民・県民の命と財産を守るため地域実情を踏まえた手厚い補助制度となるよう制度拡充をお願いしたい。

(担当)

長浜市都市建設部

道路河川課 塚田継司

連絡先 0749-65-6532